時事新報定價

時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價遞送料は左の如し

一號 貳錢五厘○一ヶ月 前金五拾錢○三ヶ月 前金壹圓四拾五錢○六ヶ月 前金貳圓八拾五錢○一ヶ年 前金五圓六拾錢○月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ）

時事新報遞送料

一 日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津 一ヶ月 金拾三錢
二 南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國 一ヶ月 金六拾錢
三 北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋 一ヶ月 金三拾錢
四 香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲 一ヶ月 金六拾五錢
五 露領浦潮斯德、清國諸港 一ヶ月 金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行五號活字廿四字詰 一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を掲ぐること尠からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も尠からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社に達したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

日本の鐵道

我國の鐵道哩數は國の面積人口に割合はして尙は未だ足らずとの次第は每度時事新報にも論述したる所なるが今また眼を一轉して全國官私鐵道の營業方を見るに萬般の處置如何にも緩漫不行屆にして實際の不都合枚擧に遑あらざる中にも汽車の速力の遲緩なると發車度數の少なきとは最も著しき缺典なるが如し目下全國各鐵道に於ける汽車の平均速力は何れも一時間二十哩以下に在り東海道鐵道の汽車は東京より神戶まで三百七十六哩を走るに十九時四十三分間を要するを以て其平均速力は一時間凡そ十九哩の割合なり其他の諸線路も大抵皆同樣なるか或は尙は之よりも低き速力に滿足して更に進步を謀るものあるを聞かず之を彼の英米諸國に普通なる急行列車に比するときは速力の懸隔雲泥啻ならず我輩は唯我日本國の汽車が日本國の人氣と共に悠々閑々たるを驚くのみ本年七月二十二日英國倫敦にて自轉車の競走を催したるに競技者の一人ザヨーランドなる者は十二時間に二百三十三哩千五百四十ヤード、二十四時間に四百二十八哩四百四十ヤードを走りて茲に世界の最良果を破りたりと云ふ然るに我國東海道汽車の速力は前にも述たる如く一時間十九哩餘にして十二時間には二百二十九哩、二十四時間には四百五十八哩を走る勘定なれば右の自轉車と相對して速力に優劣なきものと云ふ可し我輩は日本の鐵道に向て多きを要る者に非ざれども現に全國中最も重要なる幹線の汽車が數百哩の長距離に自轉車と競爭して勝敗分明ならずと聞きては何は擱き事に國の名譽の爲めにも當局者に向て大に改良を促さゞるを得ず汽車の速力の遲々たるに次で我國鐵道の一大缺典は即ち發車の度數少なきの一事なり既に前號にも述べたる如く乘客荷物の多き點に於て全國無比と稱せらるゝ彼の新橋橫濱間の鐵道にても發車の度數は日々僅に十七回に過ぎず其他地方の線路などに至ては唯一筋に營業費の殺減に汲々として成る丈け發車の數を少なくせんとする其趣は恰も片田舍の渡船場の船頭が船中に客を充さんが爲めに悠々烟草など吹かして容易に發船せざるものに異ならず公衆の迷惑想ひ見る可し斯の如き次第なれば今日我國の鐵道は既に千何百哩に達したりなど稱するも此鐵道が英國米國等の鐵道と同樣の實効を奏しつゝあるものと思ふは大なる間違なり之を概算するに我汽車の速力は平均十八九哩なれば之を歐米鐵道馬車の速力に比して凡そ一倍に相當するものなり彼の汽車に至りては殆んど日本人の想像外に出で一時間に四十哩乃至五十哩の速力を以て何時間も走り續けて止まらざる急行列車は決して珍しからざるが故に單に速力の一點より見るも日本の鐵道は歐米の鐵道と馬車鐵道との中間に在りて寧ろ馬車の方に近きものと云ふも過言に非ざる可し之に加ふるに發車の度數非常に少なきの一事を以てするときは我國に於ける千哩の鐵道は彼の鐵道の二三百哩にも及ばざるの事實愈よ明瞭なる可し今日我國の鐵道地圖を一見して日本の鐵道組織も近頃大に進步したりなどゝ滿足を表する人の如きは全く實際の狀況を知らざる者なり之を知らざるが故に其氣分も亦悠々閑々たり閑人は共に文明の事を語るに足らず此點に就ては我輩は世人の性急ならんことを斷るものなり

官報

○內務省訓令第十五號 北海道廳 府縣（沖繩縣ヲ除ク）

官國幣社神職試驗規則條項中左ノ通改定增補ス

明治二十六年九月十六日 內務大臣伯爵井上馨

官國幣社神職試驗規則

第五條 試驗合格者高等試驗者ハ內務省ヨリ尋常試驗者ヘハ其廳府縣ヨリ及第證書ヲ付與スヘシ尤合格者ト雖トモ其期ニ需要ノ人員ハ合格者中ヨリ撰拔シテ之ヲ定ム其撰ニ當ラサル合格者ハ及第證書付與ノ日ヨリ三年ノ後ハ證書ノ効ヲ有セス

第十條中
三 滿三年以上判任官八級俸以上奉職セシ者
七 神宮權禰宜以上在職ノ者

第十一條中
二 滿二年以上判任官以上奉職セシ者
四 神宮宮掌以上在職ノ者

第十二條（左ノ但書ヲ加フ）
但明治二十五年三月以前ニ於テ滿五年以上官國幣社神職ヲ勤メ退職シタル者ハ試驗ヲ要セス前職同等若クハ其以下ノ神職ニ補スルヲ得

○農商務省告示第十一號

本年（三月）法律第五號取引所法第二條ニ依リ今般取引所ノ地區指定ノ分左ノ如シ

明治二十六年九月十六日 農商務大臣伯爵後藤象二郞

株式會社東京株式取引所
一東京市 荏原郡品川町 北豐嶋郡南千住町 巣鴨村 南豐嶋郡內藤新宿町

雜報

○既定歲出の範圍に就て 初期の議會以來政府は會計法補則を楯として議會の急激なる豫算削減に抵抗せし處現內閣に至り圖らずも既定歲出の範圍を縮少するの議出で一時は餘程面倒なりしも此頃に至り愈よ其議に決し會計法補則に掲げたる既定歲出の費目を減少することに定まれりと云ふ者あり若し果して然らば現內閣は山縣內閣以來の精神を變じたる者にて隨分異論も多きことならんと云ふ

○露國公使の浦鹽行 東京駐剳の露國公使は公用の爲め一兩日中に發途して陸路函館に赴き更に該地より同國軍艦マンチユールに搭じて浦鹽斯德に出張し遲くも本月中には歸京し來る筈なるよし

○常備艦隊の北海道周航 常備艦隊の軍艦松嶋外四艦が千嶋へ航行したる事は已に前號に記せしが尙ほ聞く所に同艦隊の此航行の目的は北海道の沿海を周航せんとするに在る趣にて曩に浦鹽港より小樽に着するや航路の方針等を議定したる上揆は此程よりの紙上にも見ゆるが如く先づ露領カラフト嶋のコルサコフ港に向て出發し同港よりは北見海を巡航して擇捉嶋の留別に至り夫より根室、厚岸、室蘭、靑森等を經て再び小樽へ投錨するの見込にて斯く同道の沿海を一周したる末函館等を經て來る十月中旬には品海へ歸着する都合なりと云へり

○機關學校の改革 海軍機關學校は海軍機關師、及び機關手を養成する所なりしが今度江田嶋海軍兵學校機關部の一部を割き機關學校へ合併し少機關士候補生を同校にて養成する組織に變更することは事實なる由にて新官制も遠からず發表するよし

○米國鐵道株の下落 過る七月中米國鐵道の株券及び債券の下落は實に著しきものにて近年曾て例を見ざる下落なりし今尙は打續く金融の逼迫は借金を以て相場を試むるものゝ堪ふる能はざる所なれば利益を配當する能はざる會社株券の下落するは尤もの次第なれども充分の配當を見たるものにして尙は且同樣の不幸あるは非常のことゝ云ふべし茲に二三の鐵道會社に就て最近の利益配當割合と本年七月二十六日の倫敦相場と前二年間最も高かりし相場を擧げて對照すれば左の如しと云ふ

鐵道の名	配當割合	本年七月廿六日	千八百九十二年最高	千八百九十一年最高
バルチモール及ホハヨー	五朱	六十弗	百一弗二分一	百四弗
セントラルパシフイク	二朱	十八弗四分一	三十六弗八分五	三十六弗四分一
シカゴミルウオーキー及セントポール	四朱	五十二弗四分一	八十六弗四分三	八十四弗八分七
イリノアセントラル	五朱	九十一弗	百十三弗四分三	百十三弗八分五
レーキシヨアー	六朱	百十八弗	百三十九弗	百三十弗四分三
ルイスヴイル及ナシユヴイル	四朱	五十二弗四分一	八十七弗八分五	八十七弗八分三
ニユーヨークセントラル	五朱	百弗	百二十二弗四分三	百三十二弗
ペンシルザニヤ	七朱半	五十弗	五十七弗二分一	五十九弗四分一

○紡績業委員會の決議 前號の電報に記載せし如く日本郵船會社にて此程大坂の內外、綿花、大坂、三重、鐘ヶ淵の三紡績二綿會社々員等と協議の上益々孟買航路を開く事に決したるを以て本件に關する日本綿絲紡績聯合會の決議に依り撰出せし委員の中大に其不當を唱へ右の五會社か聯合會の決議に違背したるのみか吾々委員に於て今尙は閉會中の事實を知らず所謂拔け駈の所爲なれば事實を確め相當の處分を爲すべしと頗る激昂したる者ありしが現に角委員會を開き可否を決する事となり去る十四日午後三時より大坂の同業聯合事務所に開會せしが本件常務委員佐伯勢一郞、中橋和之相談委員俣野景孝、金澤仁作、田村正寬、野田吉兵衛の諸氏及理事菅沼政經氏等出席し曾て本紙上に記載せし同業者より郵船會社に申込し聯合會決議書實行に就て協議し且前五會社か今回有志の名義を以て郵船

會社へ私談に及びたる始
の所爲は何れも本社其
り事の成就を望まば彼是
小事は後に讓り先づ聯合
したるよし

○浪花電燈株式會
家前川彥十郞、同橫造、
の五氏外八名の發起にて
四千株）を募集し浪花電
し巳に大坂府に出 願し
れば昨日發起人會を開き
するよしなるが同地には
あれば此創立願に際し理
が發起人に面會し兩社交
とも決定せず立別れたる
自然の競爭は免れざるべ

○厚生館の郡司大尉
郡司大尉の一行を救濟す
午前九時より京橋區木挽
谷干城、嶋田三郞、角田眞
演說するよし尙ほ餘興に
談、竹本如十鶴澤清六の淨
葉木古童の尺八、高野、長
琵琶、市川新藏同染五郞
料は郡司氏の一行に贈與

○追賞金盃の下賜
賞金盃を下賜せし者左の
群馬縣上野國前
亡父善太郞夙に志を公
等に竭くし率先生絲直
路を開き我國產の聲譽
縣廳移轉の際巨額の貲
橋をして倍々繁盛の市
雜園を維持する等成績
一個下賜候事

○中學校設立地の爭
に建設する縣立中學校は
に於て授業中なるが右建

舟の幅が狹
午前九

AS THE BOAT IS NARROW THEY CONNECT WITH THE BEER BY A RUBBER TUBE.